

議案参考資料（その2）

○大村市夜間初期診療センター条例（新旧対照表）（第126号議案関係）（1）

大村市夜間初期診療センター条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 夜間等における急病患者の初期診療を行うため、夜間初期診療センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 夜間における急病患者の初期診療を行うため、夜間初期診療センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>